

実施方針(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	1	28, 29	第1-1.3 事業概要	質問	第2期工事については、今回応札時には技術提案や見積を提示する必要はなく、然る時期に今回の入札額のベースに物価スライドを加味した金額にて市と随意契約を締結できるとの理解でよろしいでしょうか。	第2期工事を踏まえた上での第1期工事のため、技術提案には第2期工事に係る技術提案と工事費の提出を含みます。第2期工事の契約に関しては、入札公告時（事業契約書（案））に示します。
2	1	28, 29	第1-1.3 事業概要	質問	第2期工事に係る市との工事費等協議が不調に終わった場合、第2期工事請負をペナルティなく辞退することができるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時（事業契約書(案)）に示します。
3	1	28	第1-1.3	質問	ここでは「本事業の請負者（以下「乙」という）」となっておりますが、本事業の性質上1企業ですべての業務を行うのは難しく、業務遂行にあたっては複数企業によりグループを形成して業務遂行をおこなうものとして考えております。したがってここでいう請負者は、複数企業から構成されるグループと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時（入札説明書）に示します。
4	4	表1.1	DB一括発注 の概要	質問	このイメージ図は教科書的な例示であって、機械、電気等の施工業者も応募メンバーになれると考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	イメージ図はご理解のとおりです。参加資格については、入札公告時（入札説明書）に示します。
5	4	表1.1	DB一括発注	質問	応募グループのイメージとして「設計企業」と「施工企業（建築）」と「施工企業（土木）」が示されていますが、施工企業に機械と電機も含まれるのでしょうか。	図は一般的なイメージ図です。参加資格については、入札公告時（入札説明書）に示します。
6	5	12	第1-1.6 ポンプ揚水能力	質問	第1期施設完成以降は41.0m <sup>3</sup> /s以上を確保するとあるが、その内21.5m <sup>3</sup> /sは既存設備によるものである。既存ポンプ、管路設備の経年劣化による揚水能力低下が懸念されるが、既存設備分の揚水能力も乙が保証するのでしょうか。	乙の工事実施に伴う影響でない既存施設・設備の機能低下に関しては、乙の責任外です。
7	5	26	第1 1.8	質問	第1期工事及び第2期工事の事業費算出根拠及び内訳をご教示ください。	非公表です。
8	5	27	第1 1.8	質問	限度額とありますが、第1期工事完了後、第2期工事への内容変更が生じた場合、第2期工事の工事費の見直しはあるのでしょうか。	乙の設計・施工上の過失でなく、正当な理由により工事内容が変更となった場合は、工事費の見直しを行う予定です。
9	5	8	第1-1.5 - (4)	質問	「既設ポンプ場の機能を維持する為に必要となる業務」とは具体的にどのような業務でしょうか。	ポンプ場の機能である、揚水、沈砂、し渣の処理、雨水滞水池への送水と、沈砂池ポンプ棟からの連絡機能の確保がなされるために必要な業務です。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
10	5	10	第1-1.5-(5)	質問	「上記に関連して必要となる業務」とは具体的にどのような業務でしょうか。	電源や計装関連、室内空間の換気照明などです。
11	5	20	第1-1.7-(1)	質問	事業期間について、第1期の施設受け渡しの1年後が契約完了日になっていますが、どのようなお考えかご教示ください。	第1期施設供用後に、既設ポンプ場の一部撤去工事を含むためです。
12	5	23	第1-1.7-(2)	質問	事業期間について、第2期の施設受け渡しの2年後が契約完了日になっていますが、どのようなお考えかご教示ください。	第2期施設供用後に、既設ポンプ場（残施設）の撤去工事を含むためです。
13	5	35	第1-1.8	質問	第1期工事の事業費は、H27年2月に公表された公共工事設計労務単価等にて見直した事業費と考えますが、よろしいでしょうか？ また、第2期工事の事業費は、その発注時の単価を採用し、9,832百万円を見直す予定があるものと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	5	8行目	1.5事業内容	質問	「新ポンプ場建設に伴う既設ポンプ場への影響を抑え、・・・」と記載されていますが、「既設ポンプ場への影響」とは具体的にどのような影響でしょうか。	振動、粉塵や雨水の浸入、既設躯体のクラックなどがあると考えています。
15	5	21行目 24行目	1.7事業期間	質問	第1期施設の引渡しは平成36年3月31日までに完了、第2期施設の引渡しは平成43年3月31日までに完了、とそれぞれ事業期間終了期日より1～2年早い引渡しとなっていますが、その背景（理由）をご教示ください。	11、12と同様です。
16	5	3	第1-1.5-(1)	質問	実施設計業務とは所謂、実施設計（詳細設計）のことでしょうか。或いは実施設計（基本設計）及び実施設計（詳細設計）の両者のことでしょうか。	本事業は設計・施工一括発注案件であるため、受注後の実施設計に基本・詳細の分類は適用しておりませんので、要求水準を満たすために必要な業務を適切に判断して下さい。なお、要求水準書（案）の表現を修正していますので、確認してください。
17	5	20	第1-1.7-(1)	質問	第1期契約期間は平成37年3月31日までとなっておりますが、施設引渡しは平成36年3月31日までとなっております。平成36年4月1日から平成37年3月31日までにどういった業務が想定されているかご教示ください。	11、12と同様です。
18	9	24	表3.1事業者選定までのスケジュール（予定）	質問	スケジュールによれば、平成27年11月に見積書を提出することになっていますが、翌月に予定されている入札額と整合性が取れていなければならないのでしょうか。	入札価格と必ずしも整合を取る必要はありませんが、予定価格の精度を上げるために見積書に制限事項を設けるかどうかについては入札公告時（入札説明書）に示します。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
19	9	25	表3. 1 事業者選定までのスケジュール(予定)	質問	入札参加資格の通知が入札直前に予定されている理由をご教示ください。平成27年9月に予定されている技術提案書の提出前に通知していただくことはできないのでしょうか。	入札直前に入札参加資格の通知は、技術的要件（要求水準書に係る内容）に関する内容となります。
20	9	表3.1	事業者選定までのスケジュール(予定)	質問	「見積書の提出」について、この見積書の位置づけをご教示ください（予定価格設定の為の資料とするのみか、平成27年12月入札時の入札金額と同額にする必要があるのか等）。	予定価格設定のためです。入札価格と必ずしも整合を取る必要はありませんが、予定価格の精度を上げるために見積書に制限事項を設けるかどうかについては入札公告時（入札説明書）に示します。
21	9	表3.1	3.2事業者決定までのスケジュール	質問	平成27年11月に「再技術提案書、見積書の提出」と記載されていますが、ここで記載されている「見積書」とはどのような位置付けの見積書でしょうか。各社案に対する予定価格設定のための見積書でしょうか。この見積書に提示する金額で平成27年12月の入札金額に制限を受けるのでしょうか。（例：平成27年11月見積書＞平成27年12月入札金額）	予定価格設定のためです。入札価格と必ずしも整合を取る必要はありませんが、予定価格の精度を上げるために見積書に制限事項を設けるかどうかについては入札公告時（入札説明書）に示します。
22	9	表3.1	事業者選定までのスケジュール(予定)	意見	実施方針（案）、要求水準書（案）が公表されてはいますが、入札参加資格は7月下旬まで公表されない予定とされおり、技術提案書の提出が9月となっています。参加可能と判明しても、参加グループの組成と技術提案書の作成を2カ月程度で終えなければならないというスケジュールとなっています。この期間での企業グループの組成、技術提案の作成は困難ではないでしょうか。早急に入札参加資格のお示しをお願いします。	ご意見として承ります。
23	10	9	第3 3. 3 (2)	質問	現地調査(予定)について、「・・・現地調査の時期や手続き等については、入札公告等に公表する入札説明書等において提示する。」とありますが、入札説明書等の公表は7月下旬となっており、それまで現地調査の実施はできないということでしょうか。	現地調査の実施は、入札公告時以降となります。
24	10	7	第3-3. 3-(2)	意見	現地調査(予定)において、既存施設の全ての状況について調査を行うことは入札参加者の負担が膨大なため現実的ではないと思料します。また、個々の入札参加者が実施するのであれば、当該調査結果は全ての入札参加者が知り得るものとは思われず。個々の入札参加者が実施する現地調査は、あくまで各々が応募書類作成を補うための位置付けであり、当該調査の事実をもって、要求水準上の既存施設資料を示したとの取り扱いをしない旨の明示をお願いします。	ご意見として承ります。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
25	10	12	第3-3.3- (3)	質問	「本事業の応募者」とありますが、本事業の性質上1企業ですべての業務を行うのは難しく、業務遂行にあたっては複数企業によりグループを形成して業務遂行をおこなうものとして考えております。したがってここでいう応募者は、複数企業から構成されるグループと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時（入札説明書）に示します。
26	10	17	第3-3.3-(3)	意見	参加の可否に影響しますので、入札公告時ではなく、早急に入札参加資格等をお示し下さい。	入札スケジュールに関するご意見としては承りますが、入札参加資格等を入札公告時以前に示すことはできません。
27	11	11	第3-3.4- (4)	質問	「各提案事項に関して1つの提案しか行うことができない」とありますが、技術提案の小項目1つに対し1つの提案のみ、という意味と考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	1参加者が複数の技術提案書を提出することはできないという意味合いです。
28	11	17	第3-3.4- (7)	質問	入札参加資格要件（施工実績、配置技術者要件等）をご教示ください。	入札公告時（入札説明書）に示します。
29	11	10	第3-3.4 (4)	質問	複数提案の禁止の記載がありますが1参加者が複数の技術提案書を提出できないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	11	10	第3-3.4 (4)	意見	複数提案の禁止の記載がありますが1参加者が1つの評価項目について1つの提案しかできないとなると参加者のアイデア・技術力・マネジメント力を活用する目的であるDBの効果が低減すると考えます。1つの評価項目に対して複数提案可能なものとしていただけないでしょうか。	27と同様です。
31	12	7	第3 3.5 (2)	質問	各入札参加者からの本事業の実施に係る対価及び事業提案書の提案内容等を総合的に評価した・・・とありますが、提案内容の範囲としては第1期工事及び第2期工事と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	13	3	第4-4.1 予測されるリスクと官民間での責任分担	質問	「乙が担う業務については、乙が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責任を負うべき合理的理由がある事項については、甲が責任を負うものとする。」・・・合理的理由とは、どのようなものでしょうか。	乙が提案し、甲との協議により成立した事項です。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
33	13	15, 16	第4-4.2 乙の責任の履行に関する事項	質問	【契約書案】 設計施工案件では、設計変更、リスク分担等について通常の工事請負とは異なるため、工事請負契約約款でなく設計施工一括発注を考慮した契約約款によることが多いように思いますが、工事請負契約約款を適用することで良いのでしょうか。	正式な契約書（案）は、入札公告時（事業契約書（案））に示します。
34	13	15, 16	第4-4.2 乙の責任の履行に関する事項	質問	事業契約の締結にあたっては、別紙2「神戸市工事請負契約約款」を適用するとありますが、今回の事業範囲に含まれている実施設計業務についてもこの約款を準用されるのでしょうか。	入札公告時（事業契約書（案））に示します。
35	16		(別紙1) リスク分担表	質問	契約締結(未締結・遅延)リスクは、第2期工事にも適用されるのでしょうか。	(別紙1) リスク分担表（案）は、第1期工事のみの適用となります。
36	16		(別紙1) リスク分担表（案）	質問	乙から甲への損害金や違約金等の支払の遅延または不能に関するリスク（責任）については触れられていませんが、乙が負担するとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	16		(別紙1) リスク分担表（案）	質問	乙が取得すべき許認可の責任は乙になっていますが、例えば、発注者が事前協議や根回し不足で、乙が取得実務をする許認可に問題（遅延や変更）が生じた場合乙の責任になる可能性が有るとの理解でよろしいのでしょうか。	乙が取得すべき許認可の責任は乙となります。
38	16		(別紙1) リスク分担表（案）	質問	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更は乙が負担することとされていますが、具体的にはどのような法令の変更を指すのでしょうか。また、法令新設は乙の負担から外れるとの理解でよろしいのでしょうか。	実施方針（案）のリスク分担表（案）を修正しましたので、確認してください。例として、「労働安全衛生法の改正による足場基準の見直し」があった場合などが考えられます。また、法令新設においても、リスク分担表（案）に基づくものとします。
39	16		(別紙1) リスク分担表（案）	質問	第三者からの損害について、帰責者を特定できない場合は不可抗力として取り扱うとの理解でよろしいのでしょうか。	帰責者が特定できないことをもって不可抗力とはなりません。
40	16		(別紙1) リスク分担表	質問	付帯事業実施に係るリスクとありますが、今回付帯事業に係る提案が可能との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	16	—	(別紙1)	意見	“法令変更リスク”において、「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」は乙と記載されていますが、甲の負担ではないのでしょうか。	実施方針（案）のリスク分担表（案）を修正しましたので、確認してください。ご意見として承ります。
42	16	—	(別紙1)	質問	基準・仕様等の変更リスクの記載がありませんが、“法令変更リスク”と同様と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
43	16	別紙1	リスク分担表 (案)	意見	No. 8「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」のリスク分担が乙となっていますが、甲の分担と考えて頂けないでしょうか。	41と同様です。
44	16	別紙1	リスク分担表 (案)	質問	No. 19「甲の帰責事由により第三者から与えられた損害」という損害とは、どのようなものを想定されているかご教示ください。	例として、「甲の魚崎ポンプ場改築更新事業の住民への説明が不十分であったために、住民からの請求により工事の一時中止をせざるを得なくなった場合」などが考えられます。
45	16	別紙1	リスク分担表 (案)	質問	No. 20「乙の帰責事由により第三者から与えられた損害」という損害とは、どのようなものを想定されているかご教示ください。	例として、「乙の工事内容に関する住民への説明が不十分であったために、住民からの請求により工事の一時中止をせざるを得なくなった場合」などが考えられます。
46	16	別紙1	リスク分担表 (案)	質問	No. 24「サービスレベルの回復」とはどのような意味でしょうか。	リスク分担表(案)の表現を修正しましたので、確認してください。
47	16	別紙1	リスク分担表 (案)	質問	No. 30「本事業に関連して別途発注する業務」が現時点で想定できましたらご教示ください。	現時点では想定しておりません。
48	16	別紙1	NO. 8	意見	広く一般に適用される法令変更のリスク分担が乙となっていますが、種類を問わず法令変更に関するリスクは乙の負担の範囲外となるのではないのでしょうか。	41と同様です。
49	16	別紙1	NO. 15	質問	住民対策リスクについて要求水準書(案)P29～33記載の関連法令を請負者が遵守しているにも関わらず生じた住民運動、訴訟等のリスクは乙の負担の範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	本工事では関連法令の順守のみならず、工事内容についての住民説明等を十分に行うことを乙に求めています。
50	16	別紙1	NO. 16	質問	環境保全リスクについて要求水準書(案)P29～33記載の関連法令を請負者が遵守しているにも関わらず環境問題が発生した場合は乙の範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載の関連法令を遵守した場合には、原則、一般的に考え得る環境問題は発生しないと考えておりますが、他に想定される事象があれば提案してください。
51	16	別紙1 No.8	4.1予想される リスクと官民 間での責任分 担	意見	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」に伴う責任分担が「乙」になっていますが、法令の種類を問わず法令変更の場合は「甲」の責任分担となるのではないのでしょうか。	41と同様です。
52	16	別紙1 No.8	4.1予想される リスクと官民 間での責任分 担	質問	「広く一般に適用される法令変更」には、消費税法あるいは地方税法の変更は含まれず、消費税等の税率変更による請負代金は変更対象となると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
53	16	別紙1 リスク 分担表 (案)	要求水準書の 等の提示資料 リスク No.1	質問	「要求水準書等等提示資料の誤りに関するもの、変更に関する者等」において、入札段階では、入札参加者は要求水準書等等提示資料のみしか知りえないことから、既存施設資料の甲の提示の不足がある場合も含まれているとの理解でよろしいですか。	既存資料等の不足が甲と乙の協議により確認された場合については、ご理解のとおりです。
54	16	別紙1 リスク 分担表 (案)	要求水準書の 等の提示資料 リスク No.8	意見	「本事業のみならず広く一般に適用される法令変更」は乙のリスクとありますが、法令変更は予見が不可能であり、乙にてコントロールができるものではないことから、本事業の実施に係る法令リスクは広く一般に適用されるものであっても甲にて負っていただきますようお願いいたします。	41と同様です。
55	16	別紙1 リスク 分担表 (案)	要求水準書の 等の提示資料 リスク No.21	意見	物価変動リスクが甲が△、乙が○となっておりますが、詳細は事業契約書（案）によるとはあるものの、双方による調整とありますので、基本的にこの部分のリスクは甲が○、乙が△として頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
56	16, 17		(別紙1) リ スク分担表 (案)	質問	リスクの官民分担が「甲の・・・」「乙の・・・」のような2つのパターンに区分けされているリスクが散見されますが、甲でも乙でもない場合のリスクはどちらが分担するのでしょうか。	リスク分担表に記載がない項目については、甲と乙の協議により決定されるものと考えます。
57	16, 17		(別紙1) リ スク分担表 (案)	質問	補助事業交付申請については、甲乙の業務範囲が要求水準書(案)P23(2)業務範囲にそれぞれ記載されていますが、その業務に係るリスクは甲乙どのように分担するのでしょうか。	申請行為そのものに関して申請先から直接指示を受けるリスクは甲、申請書類の不備等に関して甲から修正指示を受けるリスクは乙というご理解をお願いします。
58	17		(別紙1) リ スク分担表 (案)	質問	「乙が実施した測量・調査に関するもの」は乙の責任・・・例えば、詳細土質調査の結果構造変更が必要になり、工事費用が増大した場合にもその費用増分は設計変更無しになる可能性が有るとの理解でよろしいのでしょうか。	契約後、実施設計時に乙が詳細調査を行った結果、数量等の変更が必要と考えられる事項は甲と乙の協議により設計変更を行う可能性があります。
59	17		(別紙1) リ スク分担表 (案)	質問	第1期工事施工中に乙の事由により発生した設計変更に起因して、第2期工事の実施設計にも変更が発生する場合のリスク（責任）は乙が分担するとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	17		(別紙1) リ スク分担表 (案)	質問	第2期工事に係る実施設計について、工事着手にあたり陳腐化していて対応が必要となった場合のリスク（責任）は乙が分担するとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
61	17		(別紙1) リスク分担保(案)	質問	(※3) 「甲が合理的な範囲で追加費用負担する。」…合理的な範囲とはどのような範囲でしょうか。	乙が正当な理由を付し提案した事項で、甲が認めたものになります。
62	17	13	(※3)	意見	「乙による調査」とは入札公告後に予定されている現地調査と考えますが、その時点ですべてのリスク回避ができる詳細調査は困難と考えます。「甲の提供資料等と現場情景に相違がある場合」の追加費用は、甲の負担ではないでしょうか。	「乙による調査」とは、契約後の実施設計時における調査も含みます。実施設計時に乙が詳細調査を行った結果、甲の提供資料等との相違があった場合は甲と乙の協議により設計変更を行う可能性があります。
63	17	13	(※4)	質問	瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から5年を基本とする。と記載されていますが、引渡し・所有権移転の日とは具体的にどのタイミングを指しますか。	要求水準書(案)に検査に関する要件を追加しましたので、確認してください。
64	17	13	(※4)	意見	瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から5年を基本とする。とありますが、電気設備についても瑕疵担保期間は5年ということでしょうか。(通常、瑕疵担保期間は運用開始から18ヶ月間で設定されています。) 電気設備の機器にはメーカー推奨の部品交換周期・消耗品補充が5年以内のものも多数あり、その性質上、通常の瑕疵担保期間18ヶ月が妥当と考えます。	ご意見として承ります。
65	17	5	(※2)	質問	「一定の金額までを乙の負担」について、2015年5月15日に公表されました資料のうち、神戸市工事請負契約約款第28条に基づくもの、と考えさせて頂いて宜しいでしょうか。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
66	17	8	(※3)	意見	「甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合～この場合において、乙による調査に不備等があり～追加費用が発生した場合、及び、損害が発生した場合には乙の責任」とありますが、甲の資料を積算条件として入札しており、甲の資料と現場条件の相違が分かるのは落札後となります。「乙による調査」の不備により障害を発見できずに発生する追加費用や損害の具体例が不明ですが、理由が何であっても入札前の甲提示資料と現場条件の相違による追加費用や損害は甲が負担するものではないでしょうか。	62と同様です。
67	17	9	(※3)	質問	「乙による調査に不備等があり」とありますが、本調査は5頁1.5事業内容のどの業務に該当するものでしょうか。	入札公告後の現地調査及び「(1)第1期工事及び第2期工事全体に係る実施設計」に含まれるものです。



No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
68	17	13	(※4)	質問	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権の移転の日から5年を基本」とありますが、施設の引渡し・所有権移転のタイミングは、1期2期それぞれいつのお考えですか（部分引渡しも考慮されていますでしょうか）。	要求水準書(案)に検査に関する要件を追加しましたので、確認してください。 部分引渡しについて記載する場合は入札公告時（入札説明書）に示します。
69	17	13	(※4)	意見	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権の移転の日から5年を基本」とありますが、神戸市殿ご発注の一般的な入札案件と同様、瑕疵担保期間1～2年にご短縮頂きたく宜しくお願い致します。	ご意見として承ります。
70	17		(※2)	質問	不可抗力事由については工事請負契約約款第28条によりリスク分担すると考えますがよろしいですか。	入札公告時（事業契約書）に示します。
71	17		(※3)	意見	甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合・・・、乙による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び損害が発生した場合には乙の責任とし・・・との記載がありますが、入札段階で乙が調査を行うことは困難と考えます。契約後に甲の提供資料と現場条件に相違がある場合のリスクは乙の範囲外と考えます。	62と同様です。
72	17		(※3)	質問	甲が合理的な範囲で追加費用を負担との記載がありますが合理的な範囲について御教示下さい。	61と同様です。
73	17		(※4)	質問	施設の瑕疵及び瑕疵による損害については・・・と記載されていますが、「施設」とは、本事業で建設する構造物、設備のみ対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	17		(※4)	質問	瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から・・・と記載されていますが、各送水管等の接続管路、新設ポンプ棟など段階的に供用する場合は供用時点で「部分引渡し」と判断し、その時点から瑕疵担保開始期日と考えてよろしいでしょうか。	部分引渡しについて記載する場合は入札公告時（入札説明書）に示します。
75	17		(※4)	意見	瑕疵担保期間は、施設の引渡し・所有権移転の日から5年を基本とするとありますが、それに付随する瑕疵担保保険契約の締結は不可能であり、他方法での保証についても現実的ではなく、昨今の他都市発注事例でも瑕疵担保保証を要求しているケースはないため、本事業においても瑕疵担保保証の要求はなしと考えます。	ご意見として承ります。
76	17		(※4)	意見	瑕疵担保期間について、神戸市様の発注事例では18か月（低入札調査対象になれば36か月）が通例ですので、本事業においても担保期間は通例の18か月（低入札調査対象になれば36か月）でお願いします。	ご意見として承ります。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
77	17	9行目	4.1予想されるリスクと官民間での責任分担	意見	「甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合、・・・、乙による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び損害が発生した場合には乙の責任とし、・・・」と記載されていますが、入札段階で乙が調査することは不可能です。入札金額は甲の提供資料に基づいて積算するしかなく、工事着工後、甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合は全て甲が追加費用を負担するのではないのでしょうか。	62と同様です。
78	17	13行目	4.1予想されるリスクと官民間での責任分担	質問	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から5年を基本とする。ただし・・・」と記載されていますが、各送水管等の接続管路、新設ポンプ棟など段階的に供用する場合は供用時点で「部分引渡し」と判断し、その時点から瑕疵担保開始期日と判断してよろしいのでしょうか。	74と同様です。
79	17	13行目	4.1予想されるリスクと官民間での責任分担	質問	「瑕疵担保期間は施設の引渡し・所有権移転の日から5年を基本とする。ただし・・・」と記載されていますが、公共工事標準請負契約約款による土木工作物等の建設工事の場合には瑕疵担保期間は2年とされています。土木構造物の瑕疵担保期間は2年と考えてよろしいのでしょうか。	本事業は、公共工事標準請負契約約款とは別に瑕疵担保期間を設定する予定です。ご意見として承ります。
80	17	8	別紙1リスク分担表(案)脚注(※3)	意見	「甲の提供資料等と現場条件に相違がある場合・・・」とありますが、入札参加者は事前に全ての現場条件を知ることは出来ず、あくまで要求水準等の提示資料により応募資料を作成する他ありません。従って、「乙による調査に不備等あり」という事態は生じる可能性がないものと思料されますので、文中の「この場合において、乙による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに」、「乙の責任とし、それ以外の場合には」及び「合理的な範囲で」は抹消していただけないのでしょうか。	62と同様です。
81	17	12	別紙1リスク分担表(案)脚注(※4)	質問	ここでいう”施設”とは、新設に伴って引き渡し・所有権の移転の対象となるものを指しているという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	17	12	別紙1リスク分担表(案)脚注(※4)	質問	本事業では、新ポンプ棟の築造の他、既設管路・配管の移設を伴い、供用開始時期は揃わないと考えられます。新設された施設の一部の供用開始時期が、第1期工事完了時より早期の場合、その供用開始時期が引き渡し・所有権の移転時期と捉え、瑕疵担保期間の開始時点であると理解してよろしいですか。	入札公告時(入札説明書)に示します。

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
83	17	14	第7-7.1	質問	故意又は重大過失に起因する瑕疵担保期間は10年とありますが、重大な過失とは何を想定されているのでしょうか。具体例を1点挙げて頂けますでしょうか。	例として、乙が選定したポンプの部品に重大な欠陥があり、継続的にポンプ機能を果たせない状況を想定しています。
84		別紙2	別表（第38条）関係	質問	支払限度額・出来高予定額 各金額を御教示下さい。	非公表です。